

宗像市景観計画 変更概要(景観形成基準)

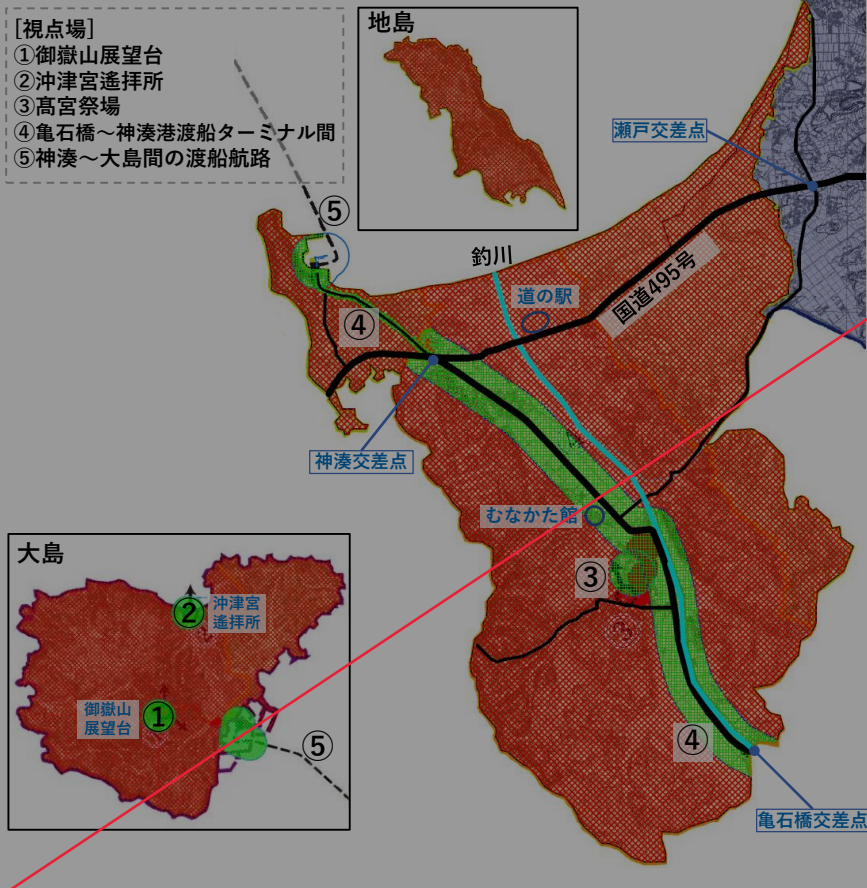
市では、世界遺産を保全するため、玄海地区、大島地区等を特に重要な区域として、景観誘導を推進しています。

今回、世界遺産の保全と地域住民の生活との調和を図り、地域の持続的発展を可能にするとともに、脱炭素社会の推進を含む様々な社会的課題と景観保全の両立を図るため、景観形成基準を変更しました。

変更基準① 屋根形状

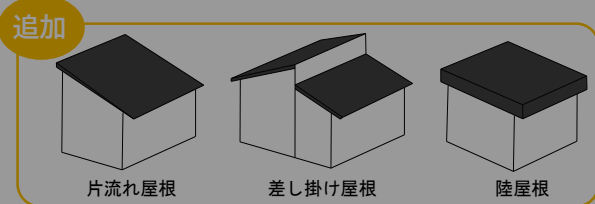
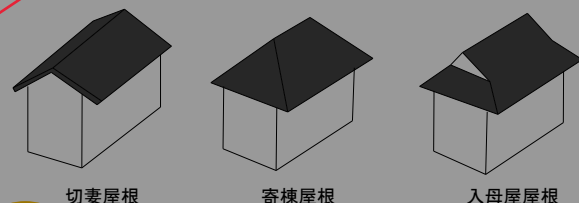
対象地区：景観重点区域Ⅰ・Ⅱ

赤文字・・・今回追加



◆ 切妻・寄棟・入母屋屋根に加え、**片流れ・差し掛け・陸屋根の建物を建てるができます。**(赤色部分)

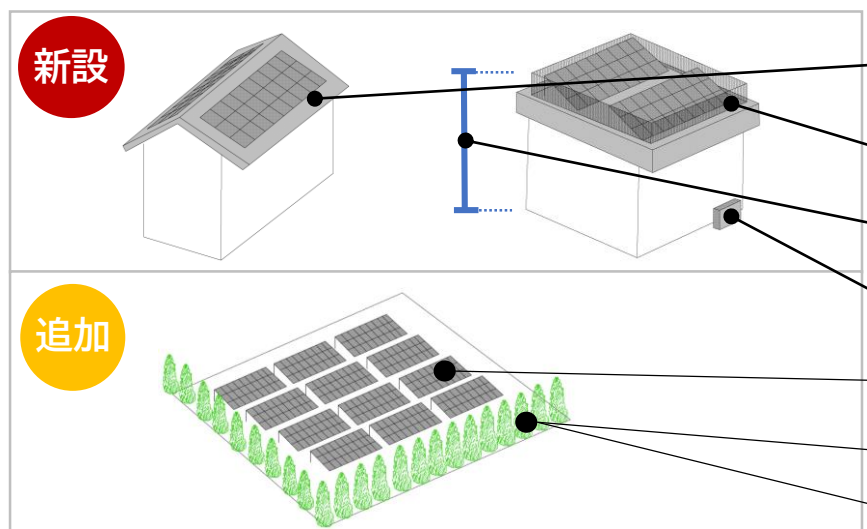
◆ 世界遺産や視点場周辺等の特に配慮が必要な区域では、今まで通り、切妻・寄棟・入母屋屋根のみ認められます。(緑色部分)



変更基準② 太陽光発電設備

対象地区：景観重点区域Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

赤枠・・・今回追加



◆ 屋根と同じ角度で、屋根にピッタリくっつけます。
 ◆ 色は屋根の色と合うようにします。(低明度・低彩度・低反射)

◆ 柵を設置する等、見えないようにします。

◆ 太陽光発電設備等を含め、限度内の高さに抑えます。

◆ 附属設備は、目立たないよう色を修景します。

◆ 色は、低明度・低彩度・低反射のものを使用します。

◆ 周囲に植栽・植樹などを行い修景します。

◆ 継続的に維持管理します。